

## 技術支援アドバイザー事業実施要領

### (目的)

- 1 技術支援アドバイザー事業は、日本塑性加工学会 東京・南関東支部（以下「支部」という。）の支部登録の技術支援アドバイザーが生産現場において技術支援を行うことにより、企業における技術問題解決、技術教育、企業活動支援、ならびに初等・中等教育機関を含めた将来の塑性加工技術を担う若手人材の育成活動に寄与し、支部及び地域の活性化を図るための諸事業の支援をすることを目的とする。

### (技術支援の範囲)

- 2 技術支援アドバイザーは、企業の新製品、新技術の開発及び生産工程の改善、品質管理技術の向上、製品又は製造工程に係わる技術的諸問題解決のための技術支援および若手社員に対する技術教育を行うものとする。あわせて、小・中・高等学校・大学等における生徒・学生を対象とした技術教育活動、および関連した支部事業を対象とする。

### (技術支援対象企業及び教育機関)

- 3 技術支援事業は、日本塑性加工学会の会員が所属する支部内に主たる事業所を有するもの（以下「企業」という。）、および支部内の関係学校・大学を対象とする。

### (技術支援アドバイザーの選定及び登録)

- 4 技術支援アドバイザーについては、日本塑性加工学会の支部会員から公募を行い、学会および企業活動を通しての実績を考慮して、支部の幹事会が決定し、支部技術支援アドバイザー名簿(人材バンク)に登録するものとする。

### (技術支援アドバイザーの守秘義務)

- 5 技術支援アドバイザーは、企業へ派遣された場合、指導上知り得た企業秘密を厳守するため、支援企業との間での秘密保持契約（別記様式1）の締結等、必要な措置をとるものとする。

### (受付等)

- 6 技術支援の受付は、支部の担当幹事において行うものとする。

### (成果の帰属)

- 7 事業によって得られたすべての成果の所有権は、企業へ派遣された場合、原則として技術支援を受けた企業に帰属するものとする。

### 附則

#### (施行期日)

- 1 この要領は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する